

平成 28 年第 5 回福岡市議会（定例会）提出意見書案概要

意見書案第 11 号 ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進を求める意見書案

視覚障がい者を始め、駅の利用者が安心してホームを利用できるよう、ハード、ソフト両面における総合的な転落事故防止対策の検討を急ぐとともに、ホームの更なる安全性の向上に向け、全てのホームの危険箇所の実態調査を速やかに行い、転落の危険性の高い駅は、ホームドアの速やかな設置を実現することや、全ての駅で「内方線付き点状ブロック」の整備を促進することを要請するもの。

意見書案第 12 号 白タク行為を容認する規制改革の自粛を求める意見書案

高齢化の進展に伴う移動制約者や外国人観光客の全国的な増加等により、自家用車を使用し有償で旅客を運送する行為（白タク行為）を容認するよう求める動きがある。白タク行為を行う者には、道路運送法に基づく輸送の安全等に関する規定等が適用されないことから、白タク行為を容認する規制改革がなされると、利用者の安全・安心が担保されない事態が常態化することになるため、白タク行為を容認する規制改革を自粛するよう要請するもの。

意見書案第 13 号 国会における憲法論議の推進と慎重かつ冷静な国民的議論を求める意見書案

現憲法は、今日に至るまでの約70年間、一度の改正も行われておらず、この間、我が国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じている。憲法について、直面する諸課題に対し国家と国民の安全・安心を確保し、環境、福祉の向上を図る内容であることが強く求められており、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきであるため、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、慎重かつ冷静な国民的議論を促すことを要請するもの。

意見書案第 14 号 慎重な憲法論議を求める意見書案

本年 7 月の参議院議員選挙の結果、憲法改正を主張する会派の議員が衆参両院ともに総議員の 3 分の 2 を超えたことから、憲法改正発議の条件が整ったとの主張もある。憲法の役割は、国家権力の暴走、多数決の横暴などから、国民の自由や権利を守ることにより、憲法の改正に当たっては、広範な合意の成立を目指すべきであることから、「国権の最高機関」として厳格な憲法尊重擁護義務を負う国会は、憲法問題について国民的議論の動向を見据え、拙速な憲法改正発議を行わないことを要請するもの。

意見書案第 15 号 高額療養費制度の見直しの中止を求める意見書案

厚生労働省は社会保障審議会医療保険部会において高額療養費制度の自己負担の上限額を引き上げ、70 歳以上で住民税が課税されている 1,400 万人の高齢者について、外来上限特例以外は 69 歳以下と同水準とすることを示したが、医療費の窓口負担を増やせば、経済的な理由で必要な受診ができない高齢者が更に増えることが心配される。高齢者の医療を受ける権利を保障するため、高額療養費制度の自己負担額引上げに関する見直しを中止するよう要請するもの。

お問い合わせ

議会事務局調査法制課

電話番号 : 092-711-4749

F A X 番号 : 092-733-5869